

運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ふく笑らい が開設する **居宅介護支援事業所ふく笑らい** (以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護状態等にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また心身の状況、環境、利用者の選択に応じて、保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努める。

2 事業の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人権を尊重すると共に、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正に行うように努める。

3 事業の実施に当たっては、地域の保健、医療、福祉機関及び地域包括支援センター等との密接な連携を図るように努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 **居宅介護支援事業所ふく笑らい**

(2) 所在地 千葉県鴨川市江見吉浦 **500-6**

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職員の職種、員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 介護支援専門員 1 名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を総括すると共に、自らも居宅介護支援の事業を行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

(営業日、営業時間及び休日)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び営業場所は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料及びその他の費用)

第6条 要介護者等の依頼を受けて課題分析を行い、その心身の状況、環境、要介護者等及びその家族の希望を勘案し、居宅サービス計画の作成に着手する。

2 相談及び評価を実施する場所は事業所の相談室、利用者の自宅等、利用者及びその介護者の指定する場所。

3 サービス担当者会議は、指定する会議室にて開催する。

4 課題分析表の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

5 居宅サービス計画作成に向けては随時、また、居宅サービス作成後においては、継続的に利用者宅の訪問あるいは連絡を行う。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、原則として鴨川市及び南房総市とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業は、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修を行う。

(1) 採用時研修 採用に当たっては、採用時研修を実施する。

(2) 継続研修 従事者は年1回以上の研修を実施することとする。

2 介護支援専門員は、業務上知り得た要介護状態等及びその家族の個人情報を用いる場合は、要介護者等及び当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこととする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

付則

この規定は、平成21年3月1日から施行する。

平成23年11月1日〔第3条(2)所在地の変更〕

平成25年5月1日〔第5条(2)営業時間の変更〕

令和2年4月1日〔第3条(2)所在地の変更〕

令和4年9月5日〔題目にふく笑らいを追加〕〔第1条 居宅介護支援事業所ふく笑らいに変更〕〔第3条(1)名称を居宅介護支援事業所ふく笑らいに変更〕〔第3条(2)所在地の変更〕

令和6年4月1日〔第9条を追加〕